

第 7 6 回国民体育大会 公開競技実施基本方針

第 7 6 回国民体育大会において実施する公開競技は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」及び「国民体育大会公開競技実施基準」並びに「第 7 6 回国民体育大会 開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 国体を契機として競技の普及およびスポーツの推進を図り、生涯スポーツ社会の実現を推進する。
- (2) 県民が多くスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、健康と生きがいを感じ、あわせて豊かな交流の輪が生まれ、広がっていくことを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、第 7 6 回国民体育大会 実施予定競技選択基本方針に基づき、次の事項について、総合的に検討し、綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフの 5 競技から選択する。

- (1) 競技を実施することにより、国体終了後においても、県内での当該競技の普及・推進が図られること。
- (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町の開催希望があること。

3 会場地市町の選定

会場地は、第 7 6 回国民体育大会 会場地市町選定基本方針に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 正式競技・特別競技を開催しない市町を優先とし、市町と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・推進が図られる市町であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町であること。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、平成 33 年 4 月 1 日から閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、4 日間を上限とする。

5 業務分担及び経費負担

- (1) 競技会の準備および開催運営に係る業務は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。